

【令和4年度事業者処分等について】

1 特定商取引法

(1) 処分(特定商取引法:業務停止命令1件・指示1件・業務禁止命令2件)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型・手法等	処分日
1	(株) リオテック 【神奈川県川崎市】(本店) 代表取締役 森川高旨 【神奈川県川崎市】 役員 藤井湧己 【埼玉県さいたま市】	業務停止12か月 指示 契約書面記載不備、 不実告知、威迫困惑 業務禁止12か月 業務禁止12か月	訪問販売(屋根瓦及び漆喰の修理等) ・消費者と契約を締結したときに、契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、法定記載事項に不備が認められた。 ・クーリング・オフができる役務提供契約について、違約金の支払いを求めるなど、あたかもクーリング・オフの適用対象外であるかのように告げていた。 ・実際には、屋根の修理を必要とする不具合が生じていないにもかかわらず、あたかも屋根の修理を必要とする不具合が生じているかのように告げていた。 ・クーリング・オフをした消費者に対し、強い口調で「なんで、そういうことをやるんだ! 解約した理由は! ?」などと言ったり、消費者の自宅に1~2時間留まり、消費者を威迫して困惑させていた。	5.1.26

(2) 指導(文書)

販売類型	件数
・訪問販売	22件
・通信販売	41件
・その他(条例)	1件
計	64件

2 景品表示法

(1) 措置命令

(法に違反する表示を行っていたことを一般消費者に周知徹底(日刊紙への社告掲載)すること、再発防止策を講じて従業員に周知徹底すること、今後同様の表示を行わないこと)

No.	事業者名及び所在地	違反等の内容(優良誤認表示)	処分公表日
1	株式会社くまのみ 【さいたま市】	<p>①自社ウェブサイトにおいて、「埼玉県口コミNo.1!!」等と表示 →実際には、統計的に客観性が確保された調査によるものではなかった。また、口コミの投稿を促す特典付きキャンペーンによるものも含まれ、顧客が自主的に投稿した口コミではなかった。</p> <p>②複数の雑誌の企画又は特集、テレビ番組等で紹介されたかのように表示 →実際には、広告として雑誌に掲載されたものだった。また、テレビで紹介されたのは他社開発の機器だった。</p> <p>③自社ウェブサイトにおいて、提供する役務の瘦身結果が1位であるかのように表示 →実際には、統計的に客観性が確保された調査によるものではなかった。</p> <p>④自社ウェブサイトにおいて、15名の人物の施術前及び施術後の写真を顧客として表示 →実際には、15名のうち2名は社員で、残り13名にはモニターも含まれていた。また、写真は恣意的に選定していた。</p> <p>⑤自社ウェブサイトにおいて、提供する役務に瘦身効果や小顔効果があるかのように表示 →表示の裏付けとなる合理的な根拠はなかった。</p>	5.3.14

(2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	53件	優良誤認(10件) 有利誤認(0件) 景品事件(1件) 優良有利誤認(37件) 優良有利誤認・景品(5件)
口頭注意	10件	優良誤認(5件) 有利誤認(3件) 優良有利誤認(1件) おとり広告(1件)
計	63件	